

議会報告

指定管理者制度導入について
～ 制度導入へ前向きな対応を！～

指定管理者制度とは

平成 15年 9月に地方自治法が改正され 3年以内に公の施設の管理に関する制度を「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行することが義務付けられました。これは公施設の管理に民間の能力を活用し住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としたものです。この改正により、これまで公の施設の管理運営は市の直営、市の出資団体・公共的団体への委託以外は認められませんでした。制度移行後は民間事業者・NPO法人・ボランティア団体などにも委託できるようになります。市が昨年、策定した「指定管理者制度運用指針」には『平成 18年 4月をめぐり「指定管理者制度」に移行させる』ことが明記されています。この指針に従い 9月議会では制度移行に必要な条例の改正案が議会に提出され各常任委員会での審議を経て採択されました。

西宮市の対応

同指針には『募集方法については～略～原則公募による』ことが明記されています。ところが公募が行われるのは指定管理者制度導入の対象となる 30種類 205施設のうちわずか 7種類 12施設のみ。これでは民間の能力を活用する機会自体が生まれません。

条例改正内容の大部分は制度移行に伴う文言の修正ですので提出された議案の内容に問題はありませぬ。しかし市の説明と、説明に関連して行われた質疑・答弁の内容には指定管理者制度の目的を理解し制度を活用しようという姿勢が全く伺えないという大きな問題があります。

市民文教常任委員会に提出された「西宮市立芦乃湯会館条例の一部を改正する条例制定の件」に関する説明・質疑・答弁の中でも、この傾向は明確に現れました。市は当該施設については公募は行わず、これまでと同じ委託先に管理運営業務を委託する趣旨の説明を行いました。しかし当該施設は売上が低迷し赤字補填のために市が毎年、巨額の公費を投入しています。市の説明に対し

て私は「運営状況改善のために売上向上、費用削減が必要。その実現のために指定管理者制度を導入するのではないか。」という質疑を行いました。これに対して市は「売上を向上するために市が原因を分析する。費用、特に委託料はすでに十分、削減している。公募の必要はない。」と答弁しました。他の常任委員会においても各委員会が管轄する施設について同様の趣旨の質疑・応答が多数、行われました。

制度を活用するために

公施設はサービス水準向上・費用削減を強く求められていますが市にはノウハウがありません。だからこそ指定管理者制度を活用することが必要なのです。

「官から民へ」「民でできることは民で」現在、行政に求められている大きな流れです。これを実現するためには市は自らの行う事業において公募を実施し、意欲とノウハウを持った民間事業者に多くの機会を提供しなければなりません。同時に市所有施設の管理運営の多くを担ってきた市外郭団体の業務内容を洗い出し整理・統合・縮小・解散等の対策を行うことが必要です。民間事業者が能力を活用できる多くの舞台を用意すること。同時にサービスの向上、費用削減に強いモチベーションを感じる仕組みを作ること。これこそが制度を活用するために市が果たすべき役割です。制度移行の本来の目的を達成するために積極的に取り組むことの必要性を強く訴えました。



活動報告

～ 浜脇地区留守家庭育成センター
(通称：浜脇学童)の増築について～

利用者満足度が高い施設をつくるために

現在、浜脇小学校区では児童数が大幅な増加を続けており、留守家庭育成センター(以下、育成センター)に通う児童数も増え続けています。定員 100名の育成センターを 113名の児童が利用する弾力運用を実施していますが更に待機児童が発生しており今後も育成センターに通う児童数の増加が予想されます。こうした状況を踏まえて浜脇育成センターの増築が決定されました。育成センターは働く親を持つ子どもを夕方まで預かる施設とサービスです。市が保護者や現場を熟知している指導員の意見・要望を収集し、これを反映した図面を作成して新築・増築・改築等を行なうことで利用者の満足度が高い施設が出来ます。また、この流れの中で利用者が育成センターに求めているものを知る機会が得られます。これは育成センター建設のノウハウを獲得し質の高い施設をつくることにもつながります。しかし過去、西宮市では育成センターの新築・増築・改築等にあって事前に保護者・指導員の意見・要望を集めたことは一度もありませんでした。

浜脇育成センターの増築はこう進めました

今回、浜脇育成センターの増築について私は市に強く働きかけ多数に及ぶ市担当者関係者・保護者・指導員間の打合せを行いました。私もこの打合せに参加し、保護者・指導員の意見・要望を踏まえた浜脇育成センターの図面が完成しました。なお、施設計画の主な変更点は以下の通りです。

- ・面積を広げました。
- ・距離が近すぎるため緊急時の混雑と危険が予想された既存学童と新設学童の距離を広げました。
- ・同様の理由から出入口の位置・向きと手洗い・足洗いの位置を変更しました。(当初の図面と最終の決定図面の違いについては右側図面をご参照ください。)

今後の育成センター新築・改築・増築の流れ

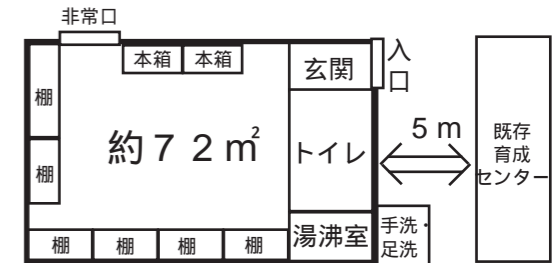
浜脇育成センターでは改善された図面を基に施設の増築が実施されます。市は今回の例をモデルケースとし今後、育成センターの新築・改築・増築等に際しては保護者・指導員等、施設利用者の意見・要望を収集し、施設に反映することを確約しました。

保護者・指導員の意見・要望を収集するに基づき作成した図面で関係者が打合せを行う

の結果を基に予算の枠内で可能な対応を行った施設を建設する

以上の手順を踏むことで、より質が高く住民満足度が高い施設を建設することが可能になります。市には住民満足度が高い行政サービスを提供する義務があります。そのためには常に市民の欲しているものを知りそれに応えようとする姿勢が必要です。こういった姿勢を行政が持ち続けることが、西宮市を多くの方が住みたい、住み続けたいと思うまちにすることにつながると考えます。これからも私たちが暮らす、西宮の未来のために活動を続けてまいります。

当初図面



決定図面

